ALIVE
訪問看護リハビリステーション

重　要　事　項　説　明　書

ALIVE訪問看護リハビリステーション

〒755-0241　山口県宇部市東岐波3797-1

TEL：0836-39-2629　FAX：0836-39-2640

E-mail：office@alive-vn.jp

第１章　事業者の概要

法人名	株式会社AXEL
代表者名	住吉　邦仁（代表取締役）
設立年月日	2024年9月1日
本社所在地	〒759-6312 山口県下関市豊浦町大字黒井2338番地4
代表電話番号	083-242-1970

第２章　事業所の概要

事業所名	ALIVE訪問看護リハビリステーション
所在地	〒755-0241　山口県宇部市東岐波3797-1
電話番号	0836-39-2629
FAX番号	0836-39-2640
メールアドレス	office@alive-vn.jp
管理者	広兼　浩子（看護師）
指定年月日	令和８年８月１日
事業所番号	3560290532

第３章　事業の目的及び運営方針

当事業所は、利用者が可能な限り住み慣れた地域において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問看護サービスを提供します。

【運営方針】

- 主治医の指示書に基づき、利用者の心身の機能維持・回復及び生活機能の向上を図るため、専門的な訪問看護サービスを提供します。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 関係機関（病院・診療所・介護サービス事業者・地域包括支援センター等）と密接に連携し、包括的かつ継続的な支援を行います。
- 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、山口県及び宇部市をはじめとする関係行政機関との連携に努めます。
- 提供するサービスの質の向上を図るため、研修・教育及び職員の資質向上に継続的に取り組みます。

第４章　提供サービスの種類

当事業所が提供するサービスの内容は次のとおりです。

番号	提供サービスの内容
(1)	病状観察
(2)	療養上の世話
(3)	医療処置
(4)	服薬管理
(5)	リハビリテーション
(6)	ターミナルケア
(7)	家族支援
(8)	その他必要な訪問看護

【保険適用サービス】

区分	サービス内容
保険適用サービス	訪問看護（介護保険）／介護予防訪問看護／訪問看護（医療保険）／訪問リハビリテーション（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による）

【保険外サービス（自費）】

利用者のニーズに応え、保険適用外の以下のサービスを提供します。

区分	サービス内容
保険外サービス	自費リハビリテーション／受診同行支援／外出同行支援／買物同行支援／見守り支援／終活支援／冠婚葬祭同行支援／旅行同行支援／医療処置を伴う外出支援

※保険外サービスの利用料金は別紙料金表をご参照ください。

第５章　営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日、日曜日及び12月30日から1月3日まで ※祝日は営業日とします。

営業時間	午前８時30分～午後５時30分
24時間対応	利用者の病状・状態に応じ、営業時間外においても24時間連絡対応できる体制を整備しています。

※緊急時は営業時間外においても対応いたします。当事業所へご連絡ください。

第６章　職員体制

管理者	看護師　１名
看護職員	常勤換算２．５名以上（管理者を含む）
リハビリ職員	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　適当数

※職員の資格保有状況及び人員配置については、お問い合わせいただければ随時ご説明いたします。

第７章　通常の事業実施地域

当事業所が通常の事業実施地域とする範囲は、以下のとおりです。

- 宇部市
- 山口市南部（阿知須、佐山、秋穂、秋穂二島、嘉川、小郡）

上記の通常実施地域外においても、訪問が可能な場合がございます。詳細はご相談ください。その際は、別途交通費を申し受けることがあります。

第８章　利用料金

【保険別負担区分】

区分	根拠・算定方法	利用者負担
介護保険	介護保険法その他関係法令の定める基準による	1割・2割・3割（負担割合証に応じる）
医療保険	健康保険法その他関係法令の定める基準による	各種保険・公費負担制度に応じた自己負担額
保険外サービス	別紙料金表による	全額自己負担

主な加算については、別紙①介護保険料金表、別紙②医療保険料金表及び別紙③介護予防保険料金表をご参照ください。

第９章　その他の費用

利用料金以外に、以下の費用を実費として申し受けます。詳細は別紙料金表によります。

費用項目	金額・備考
交通費（通常地域内）	無料
交通費（通常地域外）	250円〜500円（実費相当）
死後処置料	11,000円（税込）
キャンセル料（前日17時以降）	1,000円（税込）※体調不良等やむを得ない事情を除く
定休日対応料金（医療保険・私費）	2,000円（税込）
保険外サービス	別紙料金表による

※キャンセルは、前日午後５時までにご連絡ください。体調不良その他やむを得ない事情による場合はキャンセル料を免除します。

第１０章　支払方法

利用料金その他の費用は、１か月ごとに集計のうえ請求書を発行いたします。

請求サイクル	月末締め
請求書発行	翌月
支払方法	口座振替
振替日	毎月26日 ※26日が土日祝日の場合は翌営業日

口座振替の手続きについては、ご利用開始前に担当者よりご説明いたします。

第１１章　緊急時の対応

訪問看護の提供中に、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに以下の対応を行います。

- 主治医へ速やかに連絡し、必要な指示を仰ぎます。

・救急搬送が必要な場合は、救急機関（119番）へ連絡するとともに、ご家族等へ速やかに連絡します。
・必要な応急処置を実施し、指示に従って適切な対応を行います。
・緊急時の対応状況は、詳細な記録を残し、事後に主治医・関係機関へ報告します。

なお、当事業所は24時間連絡体制を整備しており、夜間・休日においても緊急時に速やかな対応ができるよう努めます。

第１２章　事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合、当事業所は以下の手順に従い迅速に対応します。

・利用者の安全確保を最優先に、必要な緊急処置を実施します。
・ご家族等の緊急連絡先へ速やかに状況を報告します。
・主治医・関係機関への連絡を行うとともに、必要に応じて救急機関（119番）へ通報します。
・市町村・都道府県等の行政機関へ所定の様式により速やかに事故報告を行います。
・事故原因を究明し、再発防止策を講じ、再発防止に向けた取り組みを継続します。

当事業所は、損害賠償責任保険に加入しており、事故による損害賠償が必要な場合は、適切に対処いたします（第19章参照）。

第１３章　苦情相談窓口

【事業所内窓口】

第一次窓口（担当者）	広兼　浩子（管理者）
最終責任者	住吉　邦仁（代表取締役）
受付時間	営業日の午前８時30分～午後５時30分
電話番号	0836-39-2629

【外部相談窓口】

宇部市役所介護保健課

0836-34-8396

山口市役所介護保健課

089-934-2795

山口県国民健康保険団体連合会

083-934-2003

介護サービス苦情相談窓口

083-995-1010

※受付時間は各機関の営業日・営業時間に準じます。

苦情のお申し出は、書面・口頭・電話など方法を問わず受け付けます。内容を誠実に調査・対応し、結果をご報告いたします。

第１４章　個人情報の保護

当事業所は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他関係法令を遵守し、利用者及びそのご家族の個人情報を適切に取り扱います。

- 取得した個人情報は、サービス提供及びこれに付随する業務（医療機関・関係機関との情報共有を含む）の目的においてのみ使用します。
- 目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめご本人の同意を得ます。
- 個人情報は厳重に管理し、漏えい・滅失・毀損の防止のため適切な安全管理措置を講じます。
- 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、管理者までお申し出ください。

第１５章　虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、以下の措置を講じます。

- 虐待防止のための責任者を選定し、虐待防止委員会を定期的に開催します。

虐待防止に関する担当者　管理者　広兼浩子

・職員に対し、虐待防止に関する研修を年１回以上実施します。

・虐待が発生した場合は、速やかに市町村・都道府県等の行政機関へ報告し適切に対処します。

・利用者及びそのご家族からの虐待に関する相談・通報を誠実に受け付け、迅速に対応します。

第１６章　身体拘束等の禁止

当事業所は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ただし、利用者又は他者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、利用者又はご家族へ十分に説明し、同意を得るものとします。

職員に対する身体拘束等の適正化について研修を定期的に実施します。

第１７章　ハラスメント防止

当事業所は、職員が安心して働ける環境を整備するため、ハラスメント防止に積極的に取り組みます。

・利用者・ご家族等によるハラスメント（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等）から職員を守るための方針を定め、周知徹底します。

・ハラスメントが発生した場合は、事実確認を行い、再発防止策を講じます。

・職員に対するハラスメント防止研修を定期的に実施します。

第１８章　非常災害時の対応

当事業所は、感染症、自然災害、その他の非常時においても継続的なサービス提供に努めます。

・業務継続計画（BCP）を策定し、非常時においても利用者へのサービスを可能な限り継続します。

・感染症対策指針及び非常災害対応計画を策定し、職員への周知・訓練を実施します。

・非常時においては、利用者の安全を最優先に、関係機関と連携して適切な対応を行います。

・大規模災害等発生時の対応については、宇部市及び山口県の指示に従うとともに、地域の支援活動に協力します。

第１９章　損害賠償責任保険

当事業所は、サービス提供中に発生した事故、賠償責任及び情報漏えい等に備え、以下の保険に加入しています。

保険名称	公益財団法人日本訪問看護財団　訪問看護あんしん総合保険制度
加入内容	・ベーシックプラン ・サイバーセキュリティ保険

万一、当事業所のサービス提供に起因して利用者に損害が生じた場合は、上記保険の補償範囲内において誠実に対応いたします。

第２０章　重要事項説明同意欄

私は、ALIVE訪問看護リハビリステーションより、上記重要事項について説明を受け、その内容を十分に理解しました。

説明年月日	年　　月　　日
利用者氏名（署名）	
代理人氏名（署名）	
続柄	
説明者氏名（署名）／職種	
事業所名	ALIVE訪問看護リハビリステーション

―― 以上 ――

附　則

本重要事項説明書は令和８年８月１日より施行する。